

法曹関係の皆様への周知活動について

～各地の弁護士会、裁判所等に対し、通知文の発出や講演等を実施しています～

公害等調整委員会事務局

公害等調整委員会では、法曹関係の皆様及び未来の法曹界を担う方々への公害紛争処理制度の周知・利用促進のため、以下の活動を実施しています。

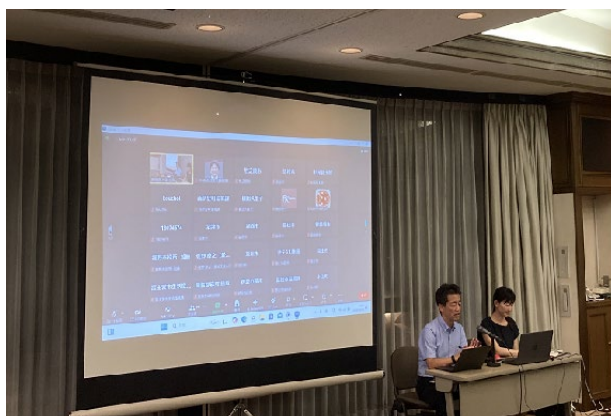
1. 弁護士に向けた周知活動

(1) 通知文の発出

一年に一度、日本弁護士連合会・各都道府県の弁護士会宛てに、公害紛争処理制度の利用促進についての通知文を発出し、所属弁護士への同制度の周知を依頼しています。

(2) 講演の実施

公害等調整委員会の審査官等が、各会の所属弁護士に向けた講演を実施するなどしており、ここ5年ほど（令和2年度から令和7年1月現在）では13回実施しています。令和6年度からは、各都道府県の公害審査会とともに講演を行う取り組みを進めており、各会の所属弁護士に加えて各地方自治体の職員等にもご参加いただき、公害等調整委員会及び各都道府県の公害審査会等の利用促進を図っています。



公害紛争処理制度に関する説明会の様子
(於：静岡県弁護士会館)

2. 裁判官・裁判所職員に向けた周知活動

(1) 通知文の発出

一年に一度、最高裁判所宛てに、原因裁定囑託制度¹の周知に関する通知文を発出し、原因裁定囑託制度の活用について、各地の裁判官への情報提供を依頼しています。

(2) 講演の実施

各地の地方裁判所において、公害等調整委員会の委員長や審査官等が、裁判官（及び裁判所職員）に向けた講演を実施しており、ここ5年ほど（令和2年度から令和7年1月現在）では5回実施しています。

3. 司法修習生に向けた周知活動等

(1) 通知文の発出

一年に一度、司法研修所宛てに、公害紛争処理制度と公害等調整委員会の概要紹介についての通知文を発出し、司法修習生への同制度の周知を依頼しています。

(2) 講演等の実施

司法修習生に対する研修プログラムにおいて、講演を実施しており、ここ5年ほど（令和2年度から令和7年1月現在）では5回実施しています。また、令和5年度に続き、令和6年度も選択型実務修習の全国プログラムとして、司法

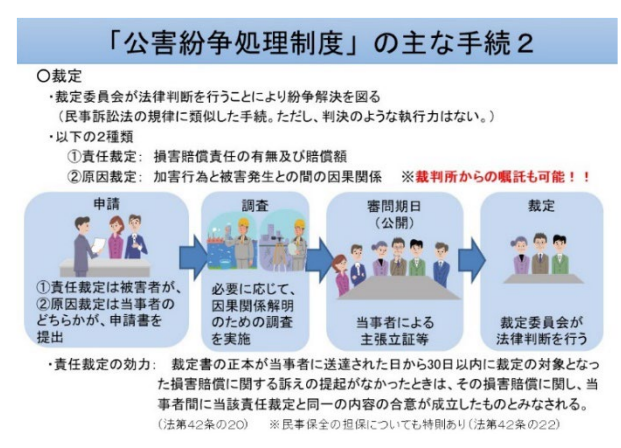
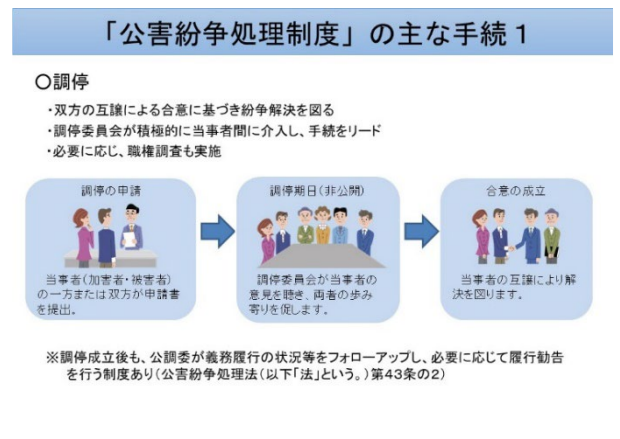
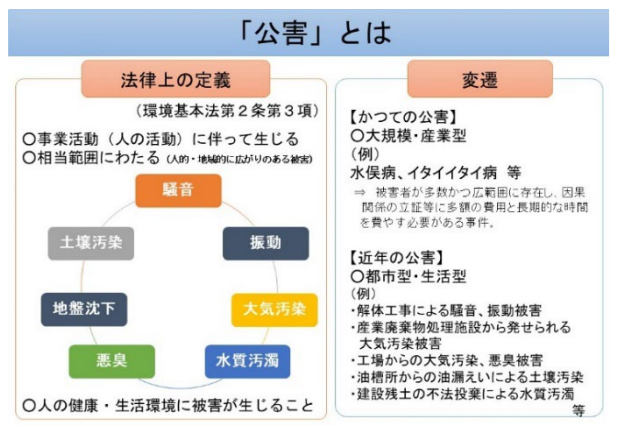
¹ 原因裁定囑託制度とは、公害に係る被害に関する民事訴訟において、受訴裁判所が必要性を認めた場合には、当該裁判所からの囑託を受けて公害等調整委員会が原因裁定を行うものです。

修習生を受け入れました。司法修習生には、手続傍聴や実際の公害紛争事案を題材としたケース研究、公害等調整委員会の委員との意見交換などを内容とする行政型ADR研修のプログラムを提供しています。



騒音・低周波音に関する講義・実習の様子

(参考)講演資料の例



当委員会が年に4回発行している機関誌「ちょうせい」の過去の記事や、公害等調整委員会ホームページにも法曹関係の皆様に向けた記事等が掲載されております。適宜ご参照ください。

ア 機関誌「ちょうせい」記事

① 第106号（令和3年8月）

「民事訴訟手続と裁定手続の違い
～裁定手続の利用を検討している法曹関係者の方へ～」

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/substance/chosei/contents/106.html>

ちょうせい
第106号



② 第107号（令和3年11月）

「原因裁定嘱託制度について
～裁判所のニーズに沿った原因裁定嘱託制度の運用改善を図っています～」

※ 元札幌高等裁判所部総括判事、元公害等調整委員会委員 山崎勉氏

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/substance/chosei/contents/107.html>

ちょうせい
第107号



イ 公害等調整委員会ホームページ

① 「原因裁定の嘱託制度（法曹関係者向け）」

https://www.soumu.go.jp/kouchoi/knowledge/how/e-dispute_00004.html

② 公害等調整委員会のパンフレット・リーフレット

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/pamphlet/index.html>

③ 「係属事件一覧」「終結した公害紛争事件」

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/menu/main7ichiran.html>

原因裁定
嘱託制度

